

雨水貯留浸透施設の維持管理に関する協定書

飯田市及び (以下「所有者」という。) は、所有者が飯田市 に設置した雨水貯留浸透施設が果たす公益的な機能を十分に発揮させるため、次のとおり当該雨水貯留浸透施設の管理に関する協定を締結する。

(対象施設)

第1条 この協定が対象とする施設は、その設置に関し飯田市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき所有者が補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設(以下「施設」という。)とする。

(協定期間)

第2条 この協定の存続期間は、この協定の締結の日から所有者が施設を廃止する日までとする。

(維持管理の実施等)

第3条 所有者は、施設が要綱の規定に基づいて具備すべき機能を十分に発揮させるため、施設の点検、清掃その他施設の維持管理に必要な措置を定期的に行い、及び当該措置に要する費用を負担する。

(破損時の修復等)

第4条 施設の設置完了後又は工事完了後に、目詰まり、変形、破損、浮き上がり等により施設の機能に異常が生じ、事故、問題等が発生した場合は、所有者の責により復旧し、及び解決しなければならない。

(善管注意)

第5条 所有者は、要綱の規定に基づき施設に係る補助金の交付を受けた日から起算して施設を7年以上の間存続させるとともに、その間において施設を善良なる管理をもって管理し、その機能の保全に努めなければならない。

2 所有者は、施設を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、書面をもって飯田市に届出をし、承諾を受けなければならない。

(譲渡時の措置等)

第6条 所有者は、自らの転居その他の事情により施設の所有権の第三者への移転を行う場合は、あらかじめ、この協定の規定に基づき所有者が遵守すべき事項について、当該移転を受ける者(以下「譲受人」という。)に説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

2 所有者は、前項の規定による移転に係る契約の締結に当たり、譲受人が要綱の規定に基づき飯田市と協定を締結することを停止条件として付さなければならない。

3 譲受人が前項に規定する協定を記載した書面を飯田市に提出した場合は、この協定はその効力を失う。

(補則)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた事項については、飯田市及び所有者が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、飯田市及び所有者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 飯田市大久保町 2534 番地
名称 飯田市
飯田市長 印

所有者 住所
氏名 印